

平成31年度介護職員処遇改善加算の届出等について

日頃より、本市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、介護職員処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、届出をすることとされています。

つきましては、平成30年度において介護職員処遇改善加算を算定しており、引き続き平成31年4月以降も同加算を算定する事業所におかれましては、下記の期日までに所定の書類をご提出くださるようお願いいたします。

記

1 提出期日

平成31年2月28日（木）必着

※提出期日を過ぎた場合は、平成31年5月分以降の算定となりませんのでご注意ください。

2 提出書類

- (1) 『共通様式』
- (2) 介護職員処遇改善計画書
ア 別紙様式2_『介護職員処遇改善計画書』

※複数の介護サービス事業所について、介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、下記イ～エも添付してください。

- イ 別紙様式2添付書類1_『介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）』
- ウ 別紙様式2添付書類2_『介護職員処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）』
- エ 別紙様式2添付書類3_『介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）』

3 注意事項

- (1) 上記2の各書類は、本市介護保険事業課ホームページに掲載しているものをお使いください。<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/shoguu.html>
- (2) 書類の提出に当たっては、賃金改善の対象者・支払いの時期・賃金改善額等を介護職員処遇改善計画書等に明記し、必ずその内容を職員へ周知してください。
- (3) 算定区分を変更（例：加算Ⅱ→加算Ⅰ）しようとする場合は、体制届等の提出が必要となります。詳しくは、本市介護保険事業課ホームページをご覧ください。
- (4) 今後、平成31年度の介護職員処遇改善加算について変更点等がありましたら、通知いたします。

【お問合せ及び書類提出先】

〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部
介護保険事業課 事業所支援班
TEL：043-245-5062